

○埋葬とは・・・

遺体(妊娠四ヶ月以上の死胎を含む)、遺骨を土中に葬ることをいう。

○火葬とは・・・

遺体を葬るために、これを火葬場で焼くことをいう。一度埋葬した遺体を焼くことも含まれる。

○墓地とは・・・

墳墓を設けるために、墓地として知事から許可(墓地埋葬法)を受けた区域をいう。

自家用の墓地のみを設置した区域(いわゆる個人墓地)も墓地として、知事からの許可を必要とします。

○墳墓とは・・・

遺体を埋葬し、または焼骨を埋蔵する施設をいう。

○埋火葬許可とは・・・

火葬および埋葬をするためには、埋火葬許可証が必要です。

- ① 死亡届の用紙に必要事項を記入し、届出をすると「埋火葬許可証」が交付されます。
- ② 火葬の場合には、埋火葬許可証を火葬場に提出し、火葬が終わった時点で終了した日時を記入し戻してください。
- ③ 納骨時、埋火葬許可証を寺院や墓地管理者に提出します。

○墓地管理者とは・・・

各墓地(納骨堂)には、事務取扱責任者である「墓地管理者」を置き市長に届け出ることになっています。

また、墓地管理者が変更になった場合には速やかに届け出てください。

届出の用紙は、市役所(環境課)に用意してあります。